会員企業 PICK UP
Member company

安芸太田支部

㈱恐羅漢（恐羅漢スノーパーク）

代表取締役　川本　泰生
山県郡安芸太田町大字横川740-1
TEL. 0826-28-2219　FAX. 0826-28-2267
●メールアドレス：info@osorakan.co.jp　●HP：https://www.osorakan.co.jp/

事業内容　サービス業

西中国山地国定公園内にある広島県最高峰の恐羅漢山(1,346m)をステージに、広島県スキー発祥の地として広島県はもとより九州などの県外からの愛好者も多く、自然の地形を生かしたゲレンデは、初心者から上級者まで楽しませてくれます。

また、スノーパークと隣接するキャンプ場は標高も高く夏でも爽やかで、ジップラインアドベンチャーなどのアクティビティも充実しており、一年を通じ自然を満喫することができます。

沼田支部

柳川建設㈱

代表取締役　石田　峰士
広島市安佐南区沼田町大字吉山3190-1
TEL. 082-839-2010　FAX. 082-839-2052
●メールアドレス：ikoi@orange.ocn.ne.jp

事業内容　総合建設業・土木工事一式・建築工事一式

当社は昭和26年創立、現在創立71周年の総合建設業です。

昭和26年に広島県を襲ったルース台風により橋の崩落、道路・河川の崩壊があり、当時製材業を営んでいた関係で復旧を村役場から依頼され、それ以降今日まで公共工事(土木・建築)を請け負ってきました。

初代代表者の言葉「地域の道具になれ」をモットーに公共工事・民間工事等の事業活動を行っていますのでご用命があればいつでも御相談下さい。

可部支部

太閤テックス㈱

代表取締役　鈴江　勝
広島市安佐北区可部町南原208
TEL. 082-818-0081　FAX. 082-818-0082
●メールアドレス：info@taikotechs.com
●HP：https://taikotechs.com

事業内容　推進工事施工・推進機械・製造・販売・メンテナンス

下水道工事などの地上から掘ることのできない現場で発進立坑から到達立坑まで非開削で管路を埋設する工事を推進工事といいます。当社では推進工事の中でも硬質岩盤や玉石層を小口径推進工事で施工する工法を全国に先駆けて開発しました。特に可部の地下は石が硬く水の流れが速く、幾多の難工事を経験し日本全国は基より世界にまで機械の供給をさせていただきました。

北広島町支部

豊平建設㈱

代表取締役　古武家　貴之
山県郡北広島町阿坂11373-3
TEL. 0826-84-0719　FAX. 0826-84-0785
●メールアドレス：toyoken@khiro.jp　●HP：https://toyohira-df.jp

事業内容　建設部門[土木工事一式　外]・農業部門[観光事業・加工品製造販売]

当社は、昭和47年に設立した建設会社です。従来の建設部門のみならず農園事業、生産販売事業等に進出すべく、平成24年に「観光農園　豊平どんぐり農園」を開園しました。人気のいちご・ぶどう・とまと・ブルーベリーなどの果物狩りや農園作物を活かしたジャム・黒にんにく・ドレッシングなどの加工品の製造販売などにも力を入れ魅力的な観光農園を目指すことで、北広島町全体の集客を図り地域貢献に努めて参ります。

法人会会員の皆様も、是非「豊平どんぐり農園」にお越しくださいませ。

わたしたち地元企業にお任せください!!

佐東支部

㈲新広島塗研

代表取締役　井ノ本　敦士
広島市安佐南区八木9-27-4
TEL. 082-873-5055　FAX. 082-873-6496
●メールアドレス：contact@s-h-token.jp
●HP：https://s-h-token.jp

事業内容 建築塗装・防水等

当社は昭和59年に創業し、広島圏域を中心にビル、商業施設、住宅など建築塗装を主に手掛けて37年になります。その間時代は新築から改修へと建物に対しての係り方も変わってきており、その時代に合わせた知識及び技術の提供が必要となってきております。塗料の種類も万別です。これからも時代の波に乗り遅れることなく、そして翻弄されることなく実直な工事を提供しお施主様に満足いただけるよう邁進して参ります。

高陽支部

㈲ネストイン

代表取締役　江川　卓也
広島市安佐北区口田4-1-11
TEL. 082-842-1358　FAX. 082-842-4962
●メールアドレス：t.egawa@nest-in.com
●HP：http://nest-in.com

事業内容 オーダーカーテン・カーペット専門店

当社は1962年創業。国内メーカー商品は勿論、オリジナルヨーロッパ輸入カーテンにも力を入れております。実際にヨーロッパまで足を運び、現地の工場やメーカーから直接仕入れすることにより他にはない柄・デザインのカーテンを販売しております。

また直接仕入れすることにより、中間コストをカットし良いものを安くご提供させて頂いております。

是非一度当店にご来店頂きご覧ください。

祇園支部

㈲三田製麺所

代表取締役　縄田　耕平
広島市安佐南区祇園1-3-20
TEL. 082-874-0305　FAX. 082-875-4549
●メールアドレス：mitamen@hbs.ne.jp
●HP：https://mitamen.jp

事業内容 各種生麺の製造・卸し

当社は、大正13年創業以来、広島を中心に各種ゆで麺、生麺、冷凍麺などを製造・販売をしてまいりました。現在、皆様に支えられ、四代目として先代からの味・懐しさを引き継ぎながら、お客様のニーズに応え、オーダー麺・小ロット生産に対応し、催事等での食材・器具一式も取り扱っております。

令和二年には、厚生労働大臣表彰を頂き、これからも安全・安心な商品を麺を通してお客様へ信用と美味しい麺を届けてまいります。

安佐支部

㈲ブロックス

代表取締役　宇都宮　正弘
広島市安佐北区安佐町飯室 6875-5
TEL. 080-2880-1430　FAX. 082-205-0848

事業内容 外構工事

はじめまして、有限会社ブロックスです。

弊社は安佐町飯室で、平成16年より営業しております。業務内容はブロック工事、フェンス、カーポート、土間コンクリート工事などエクステリア全般です。お庭のライトアップもお任せください！

社員一同、ありがたい、ありがたいと感謝の気持ちを第一に仕事に取り組んでおります。県内どこでもお伺い致しますので、お気軽にお声かけいただけると嬉しいです。

安古市支部

イトー石油㈱

代表取締役　伊藤　賢太郎
広島市安佐南区中筋4-15-15
TEL. 082-879-9235　FAX. 082-879-1889

事業内容 ガソリンスタンド・車検工場・保険代理店

安佐南区内でガソリンスタンド３ヶ所、中国運輸局指定民間車検場１ヶ所、あいおいニッセイ同和損保代理店を営んでいます。

地域の皆様に支えられて、おかげさまで創業51年になりました。これからも地域の皆様の安心・安全なカーライフのお手伝いを心がけてまいります。

全法連コラム

相手に伝わる「伝え方」をしていますか

産業カウンセラー
柏木　勇一

◆顔が見えない上司からの指示、困惑する若手社員

新型コロナ感染者が減少、緊急事態宣言も解除されました。一方で新しく取り入れたテレワークを継続している企業も目立ちます。業種次第ですが、経費節減や、働き方改革の一環として、このスタイルが定着する可能性があります。

テレワーク継続を決めた製造業の総務部門で働くMさんから電話相談を受けました。声が低く、やや聞き取りにくい話し方でした。入社２年目、20代の若い社員でしたが、電話口の応対から、悩みの深さを読み取りました。

Mさんの業務は、全国の工場の生産計画と工程をまとめて工場に送ることが中心で、事務職なので在宅での業務も可能でした。会社全体の生産目標、過去の実績を把握していなければできません。新人だから分からない点は多く、相談相手もいません。上司からのメールや電話での指示は、社内用語（略語や独特の言い回し）、専門用語が多く戸惑っている、という訴えでした。上司からの指示が伝わらないので、仕事が停滞している状況と言えます。Mさんの努力も大事ですが、上司や先輩の態度に課題があることも浮き彫りになりました。

◆「相手に伝わる」ことを忘れないように

コミュニケーションの基本は、自分が「伝えた」ことではなく、相手に「伝わった」ことがすべてと言われています。「伝えたつもり」にならないで、相手の立場に立って、曖昧さをなくし、明確に言葉にすることを心がける必要があります。Mさんの上司の普段の言葉は、つきあいの長い部下や同僚には伝わっていると思いますが、経験の浅い部下、特に新人には、相手が分かってくれる言葉や用語で伝えることが望まれます。そこが欠けていたからMさんが相談してきたと言えるでしょう。

つけ加えれば、電話でも直接でも、話す時は相手の理解を確認しながら話すことが大事です。重要な情報は繰り返して伝えるようにしましょう。

◆職場での会話、置き換えてほしい事例を示します

①今日は何をやっていた？　⇒　今日締め切りの○○はどこまでできている？
（テレワークの会話では多く聞かれる例です。ここは具体的に。）

②今回は少し多めに発注しておいて。
⇒　150個、発注してください。
（ちゃんと数量を伝えることでミスも防げます。）

③早く済ませてね。　⇒　今日の15時までにやってください。
（具体的な時間や時刻を指定することで相手も安心します。）

またテレワークでの会話で「こんな感じでまとめて」と言うだけではなく、自分のイメージに近い写真や図をオンラインで見せるのを心がけることで、分かりあえる関係につながります。「伝える・伝わる」コミュニケーションは、それぞれの職場で工夫してみてはいかがでしょう。ここでもコロナ禍から学ぶことがあります。

【筆者紹介】柏木勇一（かしわぎ・ゆういち）
大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在ＥＡＰ企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

広島北税務署からのお知らせ

感染リスク軽減のため今年はスマホで申告!!

① 密を避ける

ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただける e-Tax が便利です。

マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマートフォン又はＩＣカードリーダライタがあれば、ｅ－Ｔａｘ（電子申告）を利用して申告書を提出できます。

感染防止の観点からも、ぜひ、ご自宅から e-Tax をご利用ください。

② マイナンバーカードがないけど・・・

ＩＤ・パスワードがあれば e-Tax で申告ができます！

ＩＤ・パスワードは全国の税務署でどこでも取得できます。
申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちのうえ、ご都合の良いお近くの税務署までお越しください。

③ 自宅等で作成・送信！ こんなにいいこと！

・税務署に出向く必要なし！

自宅等で自分のペースで申告書を作成できます。
画面の案内に沿って入力すれば税額まで自動計算。

・いつでも利用可能！

確定申告期間中は、２４時間ご利用できます。

詳しい情報は 国税庁ＨＰ 検索

広島北税務署

スマホ専用画面

多くの方が
スマホで見やすい専用画面
をご利用いただけます。

申告書の作成はこちらから！

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和３年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和４年１月１日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しがなされました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q：そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A：各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
　電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の３種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～

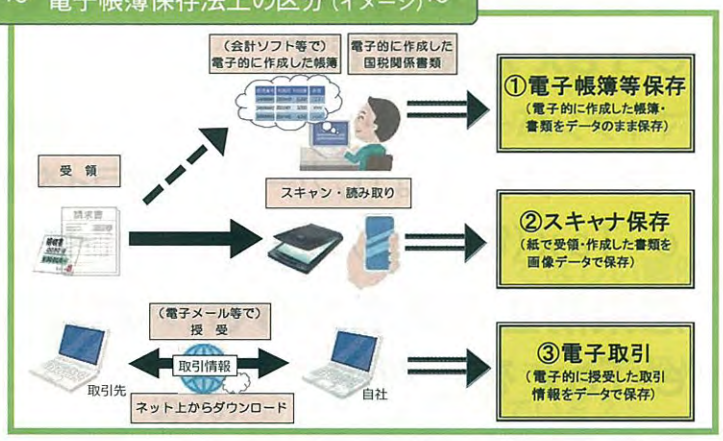

電子帳簿の手続きに関するＱ＆Ａ

Q：新たに、対象の帳簿について電子保存を行う場合に、過少申告加算税の５％軽減や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けるためには、いつまでにどのような手続が必要ですか？

A：適用を受けようとする初年度においては、その過少申告加算税の５％軽減や青色申告特別控除（65万円）の適用を受けようとする課税期間に係る法定申告期限までに、所轄の税務署長宛に、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書を提出していただく必要があります。

Q：これまで税務署長の承認を受け、総勘定元帳及び仕訳帳等の優良な電子帳簿の対象となる帳簿について電子保存していましたが、その場合でも届出書の提出は必要ですか？

A：過少申告加算税の５％軽減の適用を受けるためには、これまで承認を受けて保存等していた場合でも本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要です。
　なお、令和４年１月１日よりも前に受けた承認の効力自体は取りやめの届出書の提出（又は税務当局からの取消処分）がない限り有効ですので、その承認が有効とされる間は、引き続き改正前の要件で保存等を行う必要があります。したがって、承認を受けていた方が令和４年１月１日以後に備付けを開始する帳簿について、改正後の要件に従って電子帳簿保存を行う場合には承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となりますのでご注意ください。

スキャナ保存の手続に関するＱ＆Ａ

Q：これまで税務署長の承認を受け、スキャナ保存を行ってきましたが、今回の承認制度廃止に伴い、何か手続は必要ですか？また、改正後の緩和された要件の下で保存を行っても問題ありませんか？

A：施行日（令和４年１月１日）以後についても引き続き承認は有効であり、承認の取りやめの届出書を提出する（又は税務当局から取消処分を受ける）までは、その後も改正前の要件を満たしてスキャナ保存を行う必要があります。したがって、施行日前に承認を受けていた方が、施行日以後緩和された要件の下で保存を行う場合には、承認の取りやめの届出書の提出等の承認を取りやめる一定の手続が必要となります。
　なお、施行日前に承認を受けていた方が、引き続き改正前の要件で保存を行うか、新たに改正後の要件で保存を行うかは保存義務者の選択となりますが、重加算税の10%加重措置については、施行日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用されます。

スキャナ保存要件の概要図（イメージ）

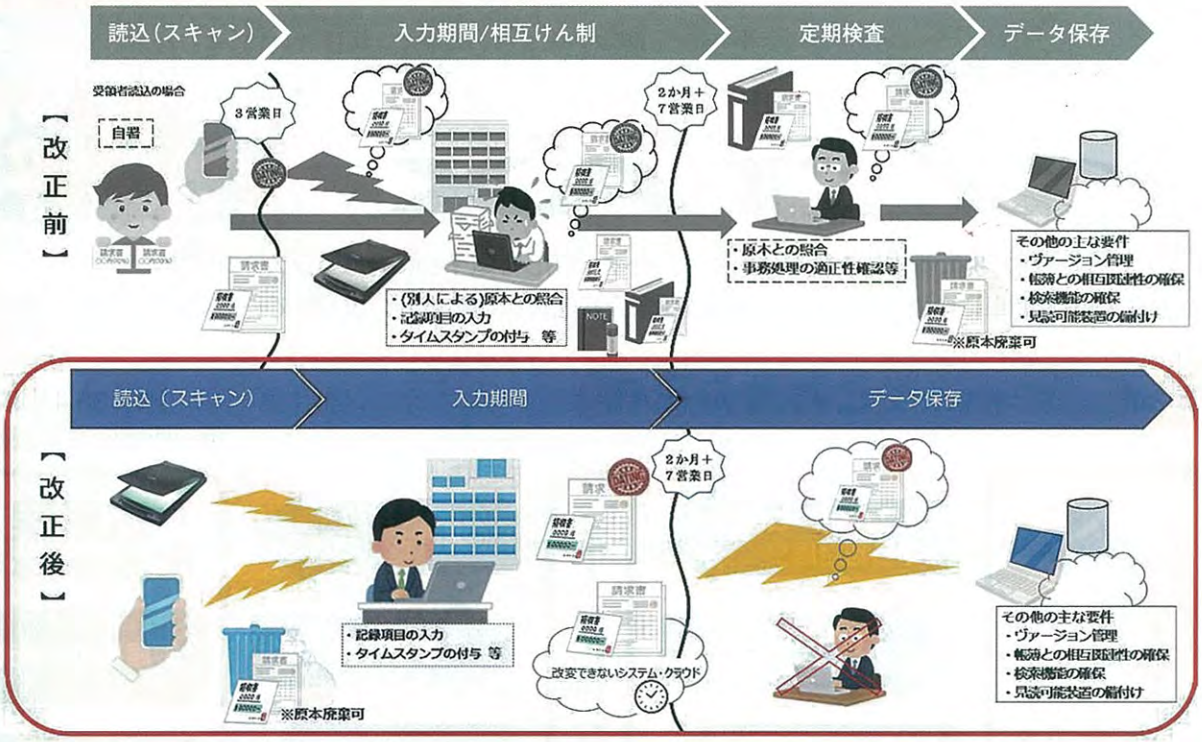

電子取引に関するＱ＆Ａ

Ｑ：電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存していますが、これでは保存義務を果たしていることにはならないため青色申告の承認が取り消されてしまうのでしょうか？また、その電磁的記録や書面等は税務調査においてどのように取り扱われるのでしょうか？

Ａ：令和４年１月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、その電磁的記録を出力した書面等による保存をもって、当該電磁的記録の保存に代えることはできません。

したがって、災害等による事情がなく、その電磁的記録が保存要件に従って保存されていない場合は、青色申告の承認の取消対象となり得ます。

なお、青色申告の承認の取り消しについては、違反の程度等を総合勘案の上、真に青色申告書を提出するにふさわしくないと認められるかどうか等を検討した上、その適用を判断しています。

また、その電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面等を保存している場合については、その電磁的記録や書面等は、国税関係書類以外の書類とみなされません。

ただし、その申告内容の適正性については、税務調査において、納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなります。

【補足説明】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務に関する今般の改正を契機として、電子データの一部を保存せずに書面で保存していた場合には、その事実をもって青色申告の承認が取り消され、税務調査においても経費として認められないことになるのではないかとの問い合わせがあります。

これらの取扱いについては、従来と同様に、例えば、その取引が正しく記帳されて申告にも反映されており、保存すべき取引情報の内容が書面を含む電子データ以外から確認できるような場合には、それ以外の特段の事由が無いにも関わらず、直ちに青色申告の承認が取り消されたり、金銭の支出がなかったものと判断されたりするものではありません。

注）今後、税制改正等により取扱いが変更となる場合がありますので、国税庁ＨＰなどで最新の情報をご確認ください。

申請書の様式や電子帳簿保存法のＱ＆Ａなど、詳しくは、国税庁ＨＰの電子帳簿保存法関係ページをご覧ください（改正が行われた場合は、随時更新されます。）。

国税庁　電子帳簿保存法　で　検索